

令和3年度龍ヶ崎市 PR 冊子編集制作業務委託仕様概要書

令和 3 年 10 月
龍ヶ崎市市長公室シティセールス課

令和3年度龍ヶ崎市 PR 冊子編集制作業務委託仕様概要書

第1章 委託の内容等

- 1 業務名称 令和3年度龍ヶ崎市 PR 冊子編集制作業務委託
- 2 納入場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市市長公室シティセールス課
- 3 履行期間 契約の日から令和4年3月31日まで
但し、検査期間10日間を含むものとする。
- 4 内 容 「第2章 業務の内容等」による
- 5 支払条件 検査合格後、一括払い。適法な請求書を受領した日から30日以内に指定の金融機関口座に振り込むものとする。

第2章 業務の内容等

1 業務の目的

本業務は、市民の日常を中心に本市の暮らしにかかわる情報を発信し、「市民自身が住んでいるまちの暮らしに関心をもってもらおう」ことをテーマとした龍ヶ崎市を紹介する冊子を制作するものである。主たるターゲットを市内に住む20～30代の子育て層とし、本市への関心を高めながら、市民の推奨意欲に繋げ、シビックプライドの醸成を図るものである。

そして、データや写真などで本市の住環境などの優位性を掲載することで、龍ヶ崎での暮らしに目を向け、市内の魅力やまちの良さを見つめ直すきっかけを創出することを目的とする。

また、市外向けには、本市の認知度向上や交流人口の獲得、最終的には、移住先の候補として選ばれることを目指すものである。

2 業務の背景

本市では、平成24年にまちづくりにおける最上位の計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を策定し、「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」のキャッチフレーズの下、「まちの活性化と認知度向上」を目指す取り組みを行ってきた。

また、平成29年から「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」がスタートし、これまで同様、認知度向上や地域ブランド確立などによる付加価値の向上を図るべく、様々な取り組みを継続的に実施し、地域の潜在力を活かした賑わいの創出に向けた事業を展開している。

そのような中、第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランにおける「若者・子育て世代の定住環境の創出」の位置づけ、令和2年度より定住促進グループの設置をはじめ、定住促進に向けた取り組みに力を入れているところである。

そのような背景から、市民の暮らしにスポットを当て、市内に対しては、データや写真などで本市の暮らしや魅力が見える化し、認知させることで市民のシビックプライドの醸成を図りな

がら、市外への人口流出を抑制することが急務である。

さらに、市外へはこの冊子を通じて本市そのものの認知度向上に繋げ、来訪のきっかけづくりや交流人口の増加、最終的には移住先の候補として、選ばれるまちになる継続的な施策展開が求められている。

3 業務内容

(1)業務計画書の作成

本業務の目的、背景を勘案の上、業務実施体制、作業スケジュール等を提案すること。

(2)PR 冊子の編集及び制作

本業務の目的や背景を勘案の上、本市と協議の上、取材および写真撮影、編集作業といったPR 冊子制作業務を行う。制作にあたっては、デザイン等レイアウト、図・写真等の色等に関する校正を行う。(文字校正:2回以上、色校正:1回以上)

提案時には、PR 冊子のページ構成イメージを示す台割を提示し、ターゲットの興味をひく手法などについても企画提案書に明記すること。なお、主たる掲載内容は(3)で示す内容とする。

媒体とのコラボレーションで制作する場合には、その媒体の主たるターゲット層など具体的な特徴も明記したうえで提案すること。

また、完成イメージが分かるよう、想定される類似デザインも可能な限り明記すること。

なお、PR 冊子の規格等については下記規格と同等以上の内容とする。

【PR 冊子の規格等】

下記規格と同等以上の内容とする。

- ・サイズ:B5サイズ
- ・ページ数:16ページ
- ・刷色:全ページフルカラー(4色以上刷り)
- ・部数:10,000部
- ・紙質:90.0kg程度
- ・製本加工:中綴じ
- ・印刷納品:100部単位で梱包の上、本市が指定する場所に納品

(3)掲載内容

市民の暮らしにスポットを当て、日常の暮らしを紹介し、市内の魅力やまちの良さを見つめ直すきっかけとなるような内容とすること。なお、データなどで本市の居住環境の優位性を示すこと。

また、本市全体像や市外から本市へのアクセスが分かる記事を1ページ以上掲載すること。

(4)打ち合わせ

事業実施に合わせ、必要に応じて打ち合わせを行う。打ち合わせは龍ヶ崎市庁舎を使用する想定であるが、状況によってはオンラインでの打ち合わせも可能とする。なお、議事録は受

託者において作成する。

4 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。

- (1)PR 冊子(納品は令和4年3月11日までを想定)
- (2)(1)の電子データ(PDF 形式)
- (3)その他, 協議の上必要とするもの

5 資料の付与

本市が保有する資料・データ等については, 受託者と協議の上で貸与する。

6 その他

- (1)本業務での成果品等の著作権は本市に属するものとし,本市ホームページや広報紙など市広報媒体において,冊子紙面などの二次使用が可能なものとする。なお, 成果品の中で今後の使用等にあたり, 使用許諾などが必要な場合は都度, 本市と協議をするものとする。
- (2)取材時には,企業の秘密や個人情報,肖像権等に十分留意する。
- (3)取材時に手数料等が発生する場合は,原則として受託者の負担とする。
- (4)本仕様書に定めのない事項, 疑義が生じた場合には, 本市と協議のうえ定める。